

許可申請・着手済工事の届出を行った方へ

許可申請書・工事の届出書のデータ提出

申請・届出後、速やかに申請書・届出書を提出した窓口へデータの提出をお願いします。

※ 添付書類(図面等)の提出は不要です。

<提出対象データ>

種類	様式	様式名	データ形式
許可申請書	様式第二	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	Excel
	様式第四	土石の堆積に関する工事の許可申請書	
届出書	様式第一五	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	
	様式第一六	土石の堆積に関する工事の届出書	

データの提出先・提出方法

- ・メールのタイトルは「盛土規制法の許可申請書(又は届出書)のデータ送付(申請者名)」としてください。
- ・データは提出した窓口ごと下記のアドレスに送付をお願いします。

<提出先>

所属名	管轄する市町等	メールアドレス
下田土木事務所 維持管理課 (0558-24-2108)	下田市、東伊豆町、河津町、 南伊豆町、松崎町、西伊豆町	shimodo-kanri@pref.shizuoka.lg.jp
熱海土木事務所 用地管理課 (0557-82-9062)	熱海市、伊東市	atado-youchikanri@pref.shizuoka.lg.jp
沼津土木事務所 管理課 (055-920-2210)	沼津市、三島市、御殿場市、 裾野市、伊豆の国市、伊豆市、 小山町、長泉町、清水町、函南町	numado-kanri@pref.shizuoka.lg.jp
富士土木事務所 維持管理課 (0545-65-2234)	富士市、富士宮市	fujido-kanri@pref.shizuoka.lg.jp
島田土木事務所 維持管理課 (0547-37-5274)	島田市、焼津市、藤枝市、 牧之原市、吉田町、川根本町	shimada-kanri@pref.shizuoka.lg.jp
袋井土木事務所 維持管理課 (0538-42-3215)	御前崎市、菊川市、掛川市、 袋井市、磐田市、森町	fukudo-kanri@pref.shizuoka.lg.jp
浜松土木事務所 維持管理課 (053-458-7261)	湖西市	hamado-iji@pref.shizuoka.lg.jp

許可・届出情報の公表

許可・届出の情報(許可番号、工事主、工事施行者、工事場所、工事期間、工事の概要等)について、静岡県GISで公表されます。

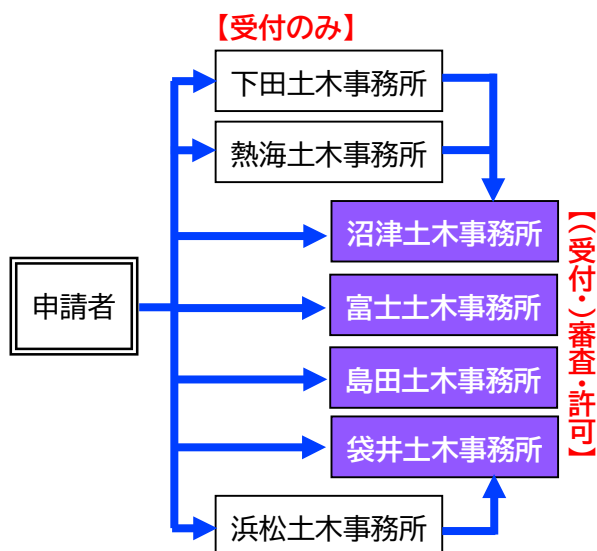
<URL>

<https://www.gis.pref.shizuoka.jp/?z=15&ll=34.9772,138.3817&t=roadmap&mp=4001&op=70&vlf=-1>

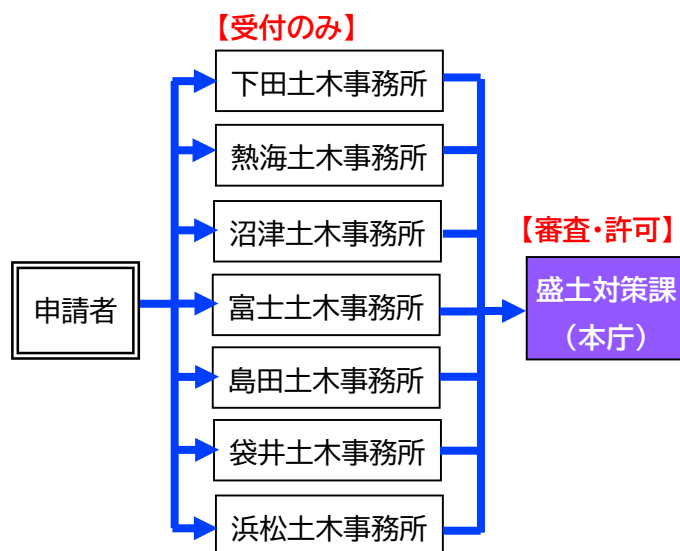
審査機関

「宅地造成等工事規制区域における面積 500 ㎡以下の工事」は、基幹となる4つの土木事務所で審査を行い、その他の工事は、盛土対策課(本庁)で審査を行います。

宅地造成等工事規制区域における 500 ㎡以下の工事



宅地造成等工事規制区域における 500 ㎡超の工事
特定盛土等規制区域における工事



許可申請の標準処理期間

申請から許可までの標準処理期間は 60 日となっています。

- ・ 標準処理期間には書類の不備・不足に係る補正期間は含みません。
- ・ この期間内に許可・不許可の判断をすることを確約するものではありません。

届出書の提出後の手続き

届出書の提出後は、以下の手続きが必要となります。

名称	必要となる場合	手続きの目的	手続きのタイミング
変更届	届出を行った工事について、届出内容を変更する場合※	届出内容の変更を把握するため	変更後の工事に着手する 14 日前まで
完了届	届出を行った工事について、届出した計画どおり工事を完了した場合	工事が完了したことを把握するため	工事完了から 15 日以内
廃止届等	届出を行った工事について、廃止・休止・再開する場合(計画途中での廃止等が対象)	計画どおり完了されない盛土等が、危険な状態で放置されないよう、安全上の措置の事前審査等をするため	廃止・休止の前(再開の場合は 15 日以内)

※ 当初の計画の延長とは考えられないものは、変更届ではなく法第 12 条又は第 30 条の許可を取得する必要があります。疑わしい変更が生じた際には事前にご相談ください。